

令和7年度第3回城陽市男女共同参画審議会会議録

日時：令和8年（2026年）1月28日（水）
10時00分～11時30分

場所：城陽市男女共同参画支援センターぱれっとJOYO 第1・2会議室

- 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事 第4次城陽市男女共同参画計画改定版（案）について
 - 4 閉会
-

資料：

- ・ 前回の審議会からの主な変更点について 【資料①】
 - ・ パブリックコメントの実施結果について 【資料②】
 - ・ 第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」改定版
（案）未定稿 【資料③】
 - ・ 50歳時の未婚率の推移
-

出席者：

- 1 審議会委員
榎村会長、瀬尾副会長、阿部委員、一井委員、木佐一委員、澤田委員、
大万委員、竹村委員、中筋委員、中西委員
 - 2 市出席者
事務局 上羽部長、森次長兼課長、奥館長、柿平課長補佐兼係長
-

議事内容：

（会長）

それでは、議事を進めさせていただきます。議事 第4次城陽市男女共同参画計画改定版（案）について、事務局から説明を求めます。

（事務局）

それでは、第4次城陽市男女共同参画計画改定版（案）について説明いたしますので、資料②をお願いいたします。

まず、さんさんプラン改定版原案についてのパブリックコメント実施結果です。12月15日から1月14日の間に実施しました。意見提出数は3名から、6件のご意見をいただきました。ご意見の要旨だけご紹介いたします。

(No.1)

男女共同参画は、年齢や性別にとらわれず、能力を発揮できる施策と認識している。しかし、男女共同とあるが、女性が中心で男性も対象であることが少し感じにくく思っている。男女ともに対象であることがわかるように、計画を進めて欲しい。

(No.2)

施策が幅広くあるが、少し目標をしぼり、成果が数字で見れるなど、市民にわかりやすいように取り組んで欲しい。

(No.3)

ワーク・ライフ・バランスを考慮した働き方を推進してほしい。

(No.4)

ぱれっと JOYO での事業について、現在も実施されているが、女性同士が悩みを話し合ったり、繋がりをつくる事業を継続し、より参加が増えるように、ものづくりなど内容を工夫して取り組んで欲しい。また、男性について、退職後、地域との繋がりが少ない男性は孤独になったり、日常生活に困ることが多い。健康に関する内容など、男性の参加が進むような事業を実施して欲しい。

(No.5)

計画の推進にあたり、庁内のチェック体制の充実が必要だと思う。

(No.6)

男女共同参画支援センターぱれっと JOYO の役割を充実してほしい。

意見に対する考え方は表のとおりとなっております。いずれも、すでに計画案に含まれている、または、実施している施策・事業であると考えており、計画案の修正などには至っておりません。

次に資料①、資料③について説明いたします。資料①は前回の審議会からの変更点をまとめたもの、資料③は計画案を見え消しで修正したものです。

資料①の変更箇所 P.15 の部分ですが、資料①の変更内容に誤りがあり、統計グラフ「⑥女性に対する暴力」を「⑥DVなどの状況」に変更しております。

次に、P.15に「配偶者からの被害経験」のグラフと説明文を追加しています。これは市議会からのご意見で加えたものです。上のグラフで、犯罪に至るような被害は女性の被害が多いが、男性の被害についてもわかるようにするべきではないかというご意見をいただきました。このグラフは、配偶者から、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けた経験がある人の割合を示すものです。男性の被害もあることが示せると考えています。

次に P.17 をお願いします。こちらは文章の表現を修正しました。3行目後半の青字の見え消し部分で、No.10の男女共同参画推進登録団体数の実績値悪化を書いていたのですが、他の項目についても減少しているものがあつたため、正しい表現に変更しました。

P.29 の 3 行目につきまして「ジェンダーの観点」という表現がわかりにくいのではないかと前回の審議会でご指摘いただきました。よりわかりやすいよう「ジェンダー平等の観点」に修正しております。

同じページの 6 行目からの、社会的困難の例示をした部分についても、審議会でご指摘いただいたもので、計画案の P.43 の説明文に同じ意味の文章があり、表現を揃えるべきとご意見をいただき修正したものです。

次に P.35 の説明文、「誰もが働きやすい職場づくりを促進します」となっていた部分について、市の取り組みとしては、「促進を支援する」が正しいのではと審議会でご意見いただき修正しております。

また、P36 の No.10 の中で「トワイライトステイ事業」の内容がわからないのではとご意見いただきましたので、かっこ書きで「夜間養護等事業」と説明を追加しました。

次に同じページ No.12 雇用の場におけるあらゆるハラスメントの防止対策のなかで、ハラスメントの例示に介護休業等ハラスメント、カスタマーハラスメント、就活等セクハラを追加しました。これは国の計画案に合わせたものです。

P.37 の説明文の最後「環境整備に取り組みます」となっていた部分については、審議会、市の取り組みとして「取組を支援します」が正しいとご意見をいただき、修正いたしました。

P.50 では、No.18 指標項目を修正しています。ホームページへのアクセス数が目標値を大きく超えて達成しているため、修正すべきと市議会から指摘いただいたものです。目標値を 7,500 アクセスから 19,000 アクセスに変更しております。市ホームページのアクセス数は、イベントのネット申込開始と広報紙等への二次元コード掲載によって利便性が上がり増大しました。しかし、直近 2 年度ではアクセス数に変化がなく、イベントを理由としたアクセス増は頭打ちの状態にあると考えています。今後は現在のアクセス数を維持することを目標として、令和 6 年度・7 年度の平均値である 19,000 アクセスを目標値に修正しました。

(会長)

ありがとうございます。何か質疑はありませんか。

(委員)

パブリックコメントでの意見提出が 3 名というのは少なくてびっくりしました。

(事務局)

前回のパブリックコメントは 5 名 7 件でした。1 カ月の期間を設けており、広報紙、ホームページ、SNS 掲載などにより周知しましたが、結果としてはこの人数となりました。同時期にあったパブリックコメントと比べてもそれほど少ない数字ではないと思います。

(委員)

数十名くらい提出されると思っていたので、少なすぎると思いました。少ない人数の意見を計画に反映させるのでは、偏るのではないかと思います。ホームページに載せたとしても目につかず、反応がなかったのかもしれない。

(事務局)

市の広報手段として通常できる範囲のことは全て行い、館の利用者などにも声かけをしましたが、この人数となりました。ご意見のとおり、たくさん意見を提出してもらえらるほうが良いとは思っています。

(委員)

男女共同参画を意識している人がまだまだ少なく、課題になっているということだと思います。

(会長)

パブリックコメントの提出方法は決まっていますか。

(事務局)

持参、郵送、FAX、メール、市ホームページからのいずれかの方法で提出いただくこととしています。

(会長)

意見を述べる方法は整っているということですね。

(委員)

一番反応してほしい人にどのように届けるかが課題です。今後、コメントを拾うことに向き合って、どうやって市民の声を拾うことができるか考えないといけません。せっかくやっているのにもったいなので、意見を返してもらえらる仕組みがあればいいなと思います。

(事務局)

普段から館を利用する人からも、関心のない人からも意見は欲しいですが、毎回、どのようにすれば伝わるか苦慮するところです。方法を考えていきたいと思っています。

(委員)

パブリックコメントへの返事は行いますか。提出者の氏名は公表されますか。

(事務局)

パブリックコメントに対する結果は後日公表することとなっています。提出者の氏

名は把握しますが、公表はしません。

(委員)

パブリックコメントだけで意見を募集しているのですか。普段から意見を聞ける体制にした方が意見を言いやすくなるのではないのでしょうか。

(事務局)

計画改定にあたっては、作業期間がありますので一定期間だけに限って意見を聞くこととなります。普段の意見の聞き取りとしては、例えば、ぱれっとでの事業に対する意見を聞くため事業参加者にアンケートを実施しています。また、館に登録している市民団体から意見を聞くこともあります。広く意見をいただけるよう心がけています。

(会長)

市でもいろいろな取り組みをしているけれども、この状況ということで、男女計画だけでなく、他の分野でもなかなか難しいところではあります。

(事務局)

計画を改定する以前に、団体などの意見なども反映して作成しており、その計画案に対してパブリックコメントをしています。

(会長)

今回は中間見直しですが、10年ごとに計画を新しく策定するときには、シンポジウムを開催するなど、いろいろなかたちで意見を集めることになると思います。今回は、審議会の皆さんが市民を代表して携わっていただいているということになります。

(委員)

意見を提出した人は、計画案を読んでいるのですか。計画案を読んでもらうのは大変なので、例えば、自分が持ち帰って知り合いなどに説明して意見を聞く方が早いかもしれないですね。

(会長)

計画案の一言一句を読まなくても、自分の関心のあるところだけ意見をもらうということでもいいと思います。

(委員)

P.4に「少子高齢化の進行」と記載がありますが、今後、高齢者人口は変わらず、生産年齢人口が減っていくので、「少子高齢化」だけでなく「人口減少」も大きく関係する課題になると思います。

(会長)

少子高齢化の要因としてはいろいろありますが、本日配付された 50 歳時の未婚率の推移はどのような資料ですか。

(事務局)

前回の会議で、P. 6 の説明文のなかで、未婚割合が今後も上昇する推計の根拠について質問がありましたので、厚生労働省が作成した今後の推計についての資料を配付したものです。

(委員)

P. 6 のグラフには男女を比較するための区分線がありますが、不要ではないでしょうか。経年比較であれば分かりますが、男女比較は強調する必要がないと思います。

(事務局)

国の資料をもとに作成したのですが、元の資料を確認し、見やすく示すようにします。

(委員)

P. 50 の No. 18 のホームページアクセス数の目標値は変更されましたが、P. 18 にある同様の数値は変更しなくてよいのでしょうか。

(事務局)

P. 18 は令和 6 年度までの達成状況を示したものであるため、変更前の目標値を記載しています。

(委員)

ホームページアクセス数の目標値の算出にあたっては現状維持とのことですが、上げなくよいのでしょうか。

(事務局)

現状値が高い状況であるため、下げないことを目標としたいと考えています。

(委員)

P. 41 の No. 28 「防犯カメラの適正管理による犯罪抑制」と P. 48 の No. 50 「性的少数者に配慮した性別記載、施設表示」とはどのような内容ですか。

(事務局)

防犯カメラについては、警察からの依頼があった際に、防犯カメラの映像を提供し、

警察との連携強化を図るというもので、担当課となっている危機・防災対策課だけでなく、市内各公共施設などにも防犯カメラの設置がありますので、それらの管理を通して犯罪抑制につなげるという事業内容です。

(事務局)

危機・防災対策課において、幹線道路に防犯カメラを設置する事業も実施しています。

(事務局)

性別記載、施設表示については、「不必要に性別を聞かない」ことや、性別に関係なく使えるユニバーサルトイレに、「どなたでも使えます」と表示するなどの取組です。

(委員)

この記載では、危機・防災対策課が犯罪抑制をしているような表現ですが、「犯罪抑制」ではなく「防犯カメラの設置」が市役所の取組だと思います。性別記載、施設表示については、表現を見直した方がいいと思います。

(事務局)

表現については会長と協議のうえ、改めて整理するようにします。

(会長)

誤解のないよう文言の調整をお願いします。

(委員)

P. 11 の「妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）」について、「睡眠・食事等」「仕事・通勤等」「家事・育児・介護等」にまとめられていますが、分けて示した方がいいと思います。睡眠時間は健康の問題として、とても重要な要素ですし、それぞれの項目から読み取れることが、まとめられていると分からなくなってしまう。

(事務局)

項目を細分化するよりは、このくらいの区分の方が捉えやすいのではないかと考えています。

(委員)

共働き世帯の妻の仕事・通勤等は4時間36分となっていますが、フルタイムで働く女性が増えてきています。フルタイムで働く女性は、育児や家事の時間は変えられないので、睡眠時間を削って生活しているとも考えられます。そのあたりも確認でき

るようなものにしてもらいたいです。

(会長)

妻の働き方は、フルタイムとパートで全然違います。このグラフは国のデータなので、そこから何を選ぶかということになりますが、城陽市のデータではないので難しいところです。

(委員)

このグラフでは、伝えたいことが分からないと思います。

(副会長)

統計資料のうち、国だけのデータが示されていたり、城陽市のデータもあったり、バラバラなので混乱するのだと思います。本来は、全国と比べて城陽市がどうなのかを示して検討するべきだと思います。

(事務局)

城陽市のデータを取れる資料が少なく、新たに城陽市独自で調査したとしても条件などが変わり全国と比較することは難しいと思います。国勢調査は活用できますが、それ以外は、城陽市のサンプルが少ないので、極端な結果になるのではないかと思います。

(委員)

市からアンケート調査がきますが、きちんと回答がされないと結果がきちんとしたものにならないと思います。

(委員)

P. 48 の No. 51 と P. 29 に人権に関する記載がありますが、対応関係は整理されていますか。完全に一致させる必要はありませんが、検討したうえでの記載でしょうか。

(事務局)

P. 48 は人権の視点から記載したもので、P. 29 は国の男女計画案の内容を反映させたものですが、対応関係については改めて確認し整理します。

(委員)

P. 29 では、「いまだに固定的な性別役割分担意識」は解消されておらず」と記載がありますが、P. 20 では「男は『仕事』、女は『家庭』」といった性別役割分担意識は、男性においても8割が否定的」と記載があり、整合性がとれていません。意識が解消されていないことが課題なのではなく、意識は解消されているのに現実が変わっていないという課題を P. 29 には記載するべきだと思います。意識は変わっているが、生

活上の関わりなどにより、やりたいけどできないとしたら、どうしたらできるのかを考えていければいいと思います。

(委員)

P. 20 は、「男は『仕事』、女は『家庭』」についての意識で、P. 29 は広く全体の性別役割分担意識のことを示しているのではないですか。

(会長)

P. 28 のアンケート結果で、平等と感じる女性の割合が減少していることは気がかりです。

(副会長)

男性も平等感が下がっています。年をとるうちに平等感が増すのではないかと思います。そうならないのでひっかかります。

(会長)

ほかに質疑がないようでしたら、本日の議事はこれで終了したいと思います。これまでの意見について、数値などを確認して、整理は事務局に任せるということでのよろしいでしょうか。

(事務局)

現時点では、国の計画が決定しておりませんが、素案までの段階は確認しており、府の計画についても方向性を確認しています。これまでの意見について、数値などを確認し、会長と調整のうえ、委員の皆さまには改めて修正案をお知らせします。

(会長)

本日の議事録については、委員の意見の集約を事務局にお願いし、整理いただきたいと思います。皆さま、お疲れ様でした。